

奈良市公報

号外第17号

平成21年10月26日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 奈良市スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例……………1
- 奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………1
- 奈良市税条例の一部を改正する条例……………7
- 奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例……………8
- 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例……………8
- 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金条例……………11
- 奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例……………12
- 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例……………12
- 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する条例……………12

規 則

- 奈良市男女共同参画推進審議会規則の一部を改正する規則……………13
- 奈良市総合計画審議会規則の一部を改正する規則……………13
- 奈良市公印規則の一部を改正する規則……………13
- 奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………13
- 奈良市退職手当審査会規則……………13
- 障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則……………14
- 奈良市もてなしのまちづくり条例の一部の施行期日をも定める規則……………15
- 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会規則……………15

告 示

- 土地改良事業の計画の概要(2件)……………15
- 放置自転車等の保管……………16
- 道路の位置の変更……………16
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出(2件)……………17
- 放置自転車等の保管……………17
- 第12回世界歴史都市会議企画委員会設置要綱の一部を改正する告示……………17
- 都市計画道路の変更……………17
- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定……………18
- 放置自転車等の保管……………18
- 開発行為に関する工事の完了……………19
- 放置自転車等の保管……………19
- なら工藝館の開館時間等の変更……………19

- 奈良市DV被害者等生活支援給付金給付事業実施要綱……………19
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定……………20
- 交付要求通知書の公示送達……………20
- 奈良市排水設備指定工事店の指定……………21

監 査

- 定期監査の監査結果……………21

選挙管理委員会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………23
- 奈良市の投票区についての一部改正……………23

条 例

奈良市スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第30号

奈良市スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例

奈良市スポーツ振興審議会に関する条例(昭和37年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条中「スポーツ課」を「市民活動部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成21年6月25日揭示済)

奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第31号

奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1条-第2条の2」を「第1条-第2条の3」に、「第2条の3-第10条」を「第2条の4-第10条」に、「第4章 雑則(第13条-第17条)」を「第4章 退職手当の支給制限等(第13条-第20条)」

第5章 雑則（第21条－第23条）」
に改める。

第2章中第2条の3を第2条の4とし、第1章中第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（遺族の範囲及び順位）

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第2項中「退職した者」の次に「（第14条第1項各号に掲げる者を含む。）」を加える。

第5条の2第2項中「第9条第4項、第10条第3項又は第15条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第10条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における」を「第8条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第14条第1項若しくは第16条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第11条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改める。

第7条の4第4項各号を次のように改める。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものその勤続期間が5年以上24年以下のもの第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものその勤続期間が1年以上4年以下のもの前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものその勤続期間が零のもの 零
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

第7条の5第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

第8条第3項中「第10条第1項各号」を「第14条第1項各号」に改め、同条第5項第1号中「第15条」を「第21条第2項」に改める。

第9条の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条中第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第12条第1項中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

第17条を第23条とし、第16条を第22条とし、同条の前に次の章名及び1条を加える。

第5章 雑則

（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）

第21条 職員が退職した場合（第14条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3 職員が第9条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員とな

つた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第4章を次のように改める。

第4章 退職手当の支給制限等

(定義)

第13条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当

該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在がわからないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当

該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第12条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当

該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第12条の規定による退職手当等の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当等の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当等の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、

第14条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第14条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第12条第1項又は第5項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行

おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 奈良市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第14条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第18条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第14条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第14条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 奈良市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行

うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第5項又は前条第3項において準用する奈良市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、

第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第14条第2項並びに第17条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 奈良市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第17条第4項の規定による意見の聴取について準用する。
(退職手当審査会)
- 第20条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、市長の附属機関として、奈良市退職手当審査会（以下「退職手当審査会」という。）を置く。
- 2 退職手当管理機関は、第16条第1項第3号若しくは第2項、第17条第1項、第18条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。
- 3 退職手当審査会は、第16条第2項、第18条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。
- 5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第32号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年」の次に「(次条において「居住年」という。)」を加え、同条第3項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

附則第8条第2項中「附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加える。

附則第23条の2第3項第2号中「、附則第7条の3第1

機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、規則で定める。

附則第8項中「退職した者を」を「退職した者（第13条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を」に改める。

（奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第13条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前であつてはその支給を制限し、支払われた後であつては返納又は納付させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

（奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

退職手当審査会の委員	日 額	9,500円
------------	-----	--------

（平成21年6月25日揭示済）

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月25日

項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第24条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第25条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第26条第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第28条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第28条の2第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第28条の2の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第28条の3第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第28条の3の2第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第28条の3の4第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改め、同条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第7条の3第3項、第25条第1項及び第26条第3項の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日

(2) 附則第28条の3の2第1項の改正規定 平成23年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例附則第7条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

(平成21年6月25日揭示済)

奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第33号

奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例

(奈良市立診療所設置条例の一部改正)

第1条 奈良市立診療所設置条例(昭和24年奈良市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「奈良市立柳生診療所及び奈良市立田原診療所」を「診療所(奈良市立奈良診療所を除く。)」に改める。

第4条第3項中「、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所」を削り、同条第4項中「奈良市立柳生診療所及び奈良市立田原診療所」を「診療所(奈良市立奈良診療所を除く。)」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

(奈良市立診療所諸料金条例の一部改正)

第2条 奈良市立診療所諸料金条例(昭和24年奈良市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所」を削り、同項第2号中「及び奈良市立田原診療所」を「、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所」に改める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年6月25日揭示済)

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例をここに公布する。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第34号

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 まちづくりの基本理念等(第3条・第4条)

第3章 市民等の役割及び市の責務(第5条-第9条)

第4章 市民公益活動の推進(第10条-第12条)

- 第5章 市政への参画及び市との協働（第13条―第17条）
- 第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（第18条）
- 第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置（第19条）
- 第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置（第20条）
- 第9章 条例の検討（第21条）

附則

わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切に、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してきました。

しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市民一人ひとりが持っている力を発揮することが必要です。

これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。

これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かしていくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちにするために、この条例を制定します。

さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにその実現を図るための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が行う公益活動を推進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参画 市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわることをいう。
- (2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体

及び個人をいう。

- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 市民公益活動 市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (7) 市民公益活動団体 地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。

第2章 まちづくりの基本理念等

(まちづくりの基本理念)

第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 人権が尊重され、心豊かに暮らせる安全安心で快適なまちづくりを行うこと。
- (2) 次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、たくましく生きる力を育成する教育のまちづくりを行うこと。
- (3) すべての人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。
- (4) 豊かな自然環境を生かした、緑あふれる美しいまちづくりを行うこと。
- (5) 奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちづくりを行うこと。

(まちづくりの基本原則)

第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。

- (1) 市は、市政に対する市民参画の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保すること。
- (2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互い

に役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。

第3章 市民等の役割及び市の責務

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(学校の役割)

第8条 学校は、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設を地域に開放し、まちづくりに参画する等地域と深く交流し、連携し、協働するとともに、市民公益活動の活性化に努めなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。

3 市は、市職員に対する市民参画及び協働によるまちづくりに関する啓発や研修等を行い、職員一人一人の意識の向上を図らなければならない。

4 市は、関係機関とも連携し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

第4章 市民公益活動の推進

(情報の収集及び共有)

第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。

2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、

学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(拠点施設の機能の充実)

第12条 市は、市民公益活動を活性化させるため、その活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

第5章 市政への参画及び市との協働

(市政への参画の機会等)

第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程のすべてにおいて参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体及び事業者からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体及び事業者が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。

(2) 市民、市民公益活動団体及び事業者からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。

(市民参加の方法及び実施)

第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続（市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者及び学校から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。

3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。

4 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第15条 市は、情報公開条例第29条の規定に基づくもののほか、会議等の公開の推進に努めるものとする。

(審議会等の委員の選任)

第16条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する機関（以下「審議会等」という。）の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

2 前項の規定により市民を審議会等の委員にしようとするときは、当該委員については公募により選任するよう努めるものとする。

(市が行う業務における協働機会の拡大)

第17条 市は、市民公益活動団体が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると思われる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。

第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画

(市民参画及び協働によるまちづくり推進計画)

第18条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 3 市長は、毎年度、推進計画に基づき講じる施策の実施計画及び実施状況を公表しなければならない。
- 4 市長は、市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直ししなければならない。見直しに当たっては、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置)

第19条 本市における市民公益活動の推進に資するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金を設置する。

第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置)

第20条 第18条第4項及び次条に定めるもののほか、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、必要に応じて市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、市民参画及び協働に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 条例の検討

(条例の検討)

第21条 市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、必要があると認め

るときは、審議会の意見に基づいて条例の改正その他必要な措置を講じるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。
(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。
別表第1に次のように加える。

市民参画及び協働によるまちづくり審議会の委員	日額	10,000円
------------------------	----	---------

(平成21年6月25日揭示済)

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金条例をここに公布する。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第35号

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金条例(目的)

第1条 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例(平成21年奈良市条例第34号。以下「まちづくり条例」という。)第19条の規定による奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金(以下「基金」という。)の管理及び処分に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) まちづくり条例第2条第6号に規定する市民公益活動の推進のための寄附金
- (2) 奈良市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- 2 前項の規定により基金を処分する場合には、まちづくり条例第20条に規定する奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。
(平成21年6月25日揭示済)

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第36号

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自転車駐車場条例(昭和59年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成20年5月1日から平成21年7月31日まで」を「平成21年8月1日から平成22年7月31日まで」に、「奈良市三条町1,136番地」を「奈良市大宮町一丁目501番地」に改める。

附 則

この条例は、平成21年8月1日から施行する。
(平成21年6月25日揭示済)

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第37号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年奈良市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第2百楽園五丁目地区整備計画区域の部A地区の項の第5号を第7号とし、同項の第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項の第6号とし、同項の第3号の次に次の2号を加える。

(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの

(5) 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの

別表第2百楽園五丁目地区整備計画区域の部C地区の項を次のように改める。

C地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅(長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。) (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
-----	--

を除く。)

ア 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

イ 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第2号に掲げる建築物

(3) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅

ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

イ 診療所(患者の収容施設を持つものを除く。)

(4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号、第8号、第9号並びに第11号のウ及びエに掲げる建築物

別表第4百楽園五丁目地区整備計画区域の項を次のように改める。

百楽園五丁目地区整備計画区域	A地区	300平方メートル。ただし、地区内に存する建築物の敷地の総数は、5以下とする。	—
	B地区	165平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (3) 路線バスの停留所の上家

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成21年6月25日揭示済)

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第38号

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例(昭和61年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(授業料、入学金及び入学検査料の不還付)

第5条 既納の授業料、入学金及び入学検査料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例第5条の規定は、平成21年4月1日以後に納付された授業料、入学料及び入学考査料から適用する。

(平成21年6月25日揭示済)

規 則

奈良市男女共同参画推進審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第52号

奈良市男女共同参画推進審議会規則の一部を改正する規則

奈良市男女共同参画推進審議会規則(平成15年奈良市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市民生活部人権文化推進室男女共同参画課」を「男女共同参画課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年6月25日揭示済)

奈良市総合計画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第53号

奈良市総合計画審議会規則の一部を改正する規則
奈良市総合計画審議会規則(平成元年奈良市規則第12号)

の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(4) その他市長が適当と認める者

第7条中「企画部企画政策課」を「企画政策課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年6月25日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第54号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則(昭和25年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表公民館事務専用市長印の項の次に次のように加える。

建築指導事務専用市長印	11の26	てん書	方24	建築指導課	建築基準法その他の法律、条例等による許可等事務用	1
-------------	-------	-----	-----	-------	--------------------------	---

別表ひな形の11の25の次に次のように加える。

11の26

奈良市
長之印
建築指導用

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年6月25日揭示済)

奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第55号

奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和60年奈良市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条の4第1項から第3項ま

及び第5項、第10条第2項第2号、第12条第1項及び第4項、第14条の2第11項、第14条の3第3項、第17条、附則第7項並びに附則第12項の規定に基づき、条例」を削る。

第2条第1号中「第13条第1項第1号」を「第2条の2第1項第1号」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条及び第12条を削り、第13条を第10条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年6月25日揭示済)

奈良市退職手当審査会規則をここに公布する。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第56号

奈良市退職手当審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)第20条第6項の規定に基づき、奈良市退職手当審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。(組織)

第2条 審査会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 副市長
- (4) 市長公室長
- (5) 総務部長
- (6) 市職員

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、第2項第3号から第5号までに規定する委員の任期は、それぞれの職にある期間とする。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

別記第1号様式及び第4号様式中

4 委員は、自己に関係のある事案については、会議に加わることができない。ただし、審査会の同意があったときは、この限りでない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、人事課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年度の委員の任期の特例)

2 平成21年度において市長が委嘱し、又は任命した委員の任期は、第2条第3項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(平成21年6月25日揭示済)

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第57号

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者自立支援法施行細則(平成18年奈良市規則第80号)の一部を次のように改正する。

I 負担上限月額に関する認定
下記の区分の適用を申請します。
(あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)

- 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯
- 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの(資産要件：[該当][非該当])
- 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの(資産要件：[該当][非該当])
- 4 市町村民税課税世帯(障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満)で資産要件を満たすもの

※ 18歳以上(入所施設利用者は20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。

を

II 個別減免に関する認定
下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。

- 1 グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者(注)(20歳以上)
- 2 市町村民税非課税者
- 3 一定の資産を有していないこと

ア 預貯金等の額が500万円以下であること
イ 不動産を所有していない(親族等が現に居住する不動産を除く。)

I 負担上限月額に関する認定
下記の区分の適用を申請します。
(あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)

- 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯
 - 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの
 - 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの
 - 4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属するもの
- ※ 18歳以上（入所施設利用者は20歳以上）の障害者の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。以下同じ。

に

□ II 個別減免に関する認定

下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。

- 1 グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者（注）（20歳以上）
- 2 市町村民税非課税者

改める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

（平成21年6月25日揭示済）

奈良市もてなしのまちづくり条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年6月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第58号

奈良市もてなしのまちづくり条例の一部の施行期日を定める規則

奈良市もてなしのまちづくり条例（平成21年奈良市条例第18号）附則第1項ただし書に規定する規則で定める日は、平成21年7月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成21年6月25日揭示済）

奈良市もてなしのまちづくり推進委員会規則をここに公布する。

平成21年6月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第59号

奈良市もてなしのまちづくり推進委員会規則（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市もてなしのまちづくり条例（平成21年奈良市条例第18号。以下「条例」という。）第23条の規定により、奈良市もてなしのまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議（以下この条において「会議」とい

う。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。（部会）

第4条 条例第21条に定める事項のうち、特定の事項を具体的に推進するため、必要に応じて委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の部会長及び部会員は、委員のうちから、市長が指名する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指名した部会員のほか、委員以外の者を部会員に委嘱するものとする。
- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。（庶務）

第5条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

（平成21年6月25日揭示済）

告 示

奈良市告示第315号

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営

まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成21年6月30日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成21年6月16日

奈良市長 藤原 昭

計画の概要

- (1) 事業名 水と農地活用促進事業 用排水路
- (2) 事業の目的 取水・排水機能の回復
- (3) 所在地及び現況 奈良市小倉町地内
土水路及び一部コンクリート製水路
- (4) 基本計画 用排水路整備工 L=340m
- (5) 概算事業費 5,000,000円
- (6) 事業の効果 取・排水に伴う農業者の管理負担軽減及び農用地の利用向上が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成21年6月16日揭示済)

奈良市告示第316号

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成21年6月30日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成21年6月16日

奈良市長 藤原 昭

計画の概要

- (1) 事業名 水と農地活用促進事業 ため池・防災
- (2) 事業の目的 ため池の堤体強化
- (3) 所在地及び現況 奈良市藤原町地内（新池）
重力式擁壁
- (4) 基本計画 堤体工 L=96m
- (5) 概算事業費 3,000,000円
- (6) 事業の効果 ため池下流の受益地域及び堤体直下の民家等の安全性並びに安定した農業用水の確保が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成21年6月16日揭示済)

奈良市告示第317号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年6月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日 平成21年6月17日
- 3 移動対象区域 近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間 午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成21年6月17日揭示済)

奈良市告示第318号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成21年6月19日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市水間町1445番地
申請者氏名	峠 宏明

道路の位置	奈良市柏木町388番1、388番2の一部、388番5及び401番1
道路の幅員	最大6.21m 最小4.00m
道路の延長	62.10m
指定年月日	平成21年6月19日
指定番号	第21004号

(平成21年6月19日揭示済)

奈良市告示第319号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年6月19日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市都祁白石町1304番地の45	奈良市都祁白石町1304番地の32
代表者の氏名及び住所	木之下義彦 奈良市都祁白石町1304番地の45	原田 捨 奈良市都祁白石町1304番地の32

2 変更の年月日

平成21年4月5日

(平成21年6月19日揭示済)

奈良市告示第320号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年6月19日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	伊場 忠弘 奈良市都祁こぶしが丘3906番地の3	畠山 富士代 奈良市都祁こぶしが丘3906番地の72

2 変更の年月日

平成21年4月4日

(平成21年6月19日揭示済)

奈良市告示第321号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年6月22日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年6月22日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年6月22日揭示済)

奈良市告示第322号

第12回世界歴史都市会議企画委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年6月23日

奈良市長 藤原 昭

第12回世界歴史都市会議企画委員会設置要綱の一部を改正する告示

第12回世界歴史都市会議企画委員会設置要綱(平成20年奈良市告示第537号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第12回世界歴史都市会議において採択する「奈良宣言」に関すること。

第7条中「国際交流課」を「観光交流課」に改める。

附則第2項中「第6条の規定による報告が行われた日」を「平成22年10月14日」に改める。

附 則

この告示は、平成21年6月23日から施行する。

(平成21年6月23日揭示済)

奈良市告示第323号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年6月23日

奈良市長 藤原 昭

1 変更に係る都市計画道路の名称

3・4・127号 中登美ヶ丘鹿畑線

2 縦覧場所

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

(平成21年6月23日揭示済)

奈良市告示第324号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成21年6月23日

奈良市長 藤原 昭

1 事業内容等

(1) 事業名

奈良市つどいの広場事業の業務委託

(2) 募集地域と設置予定数

平成21年度は若草、三笠、春日、平城西、伏見及び登美ヶ丘北の各中学校通学区域を除く地域に1箇所設置する。

(3) 事業内容

つどいの広場事業の実施

(4) 委託料

委託料の上限を2,540,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(5) 委託期間

契約締結の日から平成22年3月31日まで（委託業務の開始日：平成21年9月1日）

2 応募資格

(1) 応募団体

応募団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。

① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

③ その他の法人

(2) 応募団体の要件

応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。

① 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。

② 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

⑤ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。

⑥ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。

⑦ その他法令等に違反する団体でないこと。

3 審査方法

応募資格及び提出書類等を確認した後、奈良市つどいの広場事業実施団体審査委員会で審査する。

4 実施団体の決定

審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。

5 手続き等に関する事項

(1) 担当課

奈良市保健福祉部子育て課

奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話及びFAX 0742-34-4796

(2) 募集要項の配付

配付期間

平成21年6月24日（水）から同年7月1日（水）までの日（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

配付場所

奈良市保健福祉部子育て課（奈良市ホームページからもダウンロード可）

(3) 説明会

開催日 平成21年7月2日（木）午後2時から

開催場所 奈良市役所北棟6階第22会議室（応募予定団体は、必ず出席のこと。）

(4) 書類等の提出

提出期間

平成21年7月8日（水）から同年7月14日（火）までの日（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

提出場所

奈良市保健福祉部子育て課（提出書類等は、必ず持参してください。）

6 契約の締結

審査委員会において決定された実施団体は、市長との間で、委託契約を締結する。

7 その他

(1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。

(2) 詳細は、募集要項による。

（平成21年6月23日揭示済）

奈良市告示第325号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年6月24日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年6月23日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成21年6月24日揭示済）

奈良市告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年6月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年6月3日 奈良市指令都整開 第09A-10号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年6月24日 第1171号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市阪原町818番1の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市阪原町818-1
阪原営農組合
組合長 尾上 文彦
(平成21年6月24日揭示済)

奈良市告示第327号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年6月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年6月24日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年6月24日揭示済)

奈良市告示第328号

なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の3第2項の規定により、平成21年8月5日から同月9日までの開館時間を午前10時から午後9時までとする。ただし、午後8時30分以降の入館は認めないものとする。

平成21年6月24日

奈良市長 藤原 昭

(平成21年6月24日揭示済)

奈良市告示第329号

奈良市DV被害者等生活支援給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市DV被害者等生活支援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者からの暴力を受けた被害者及びその同伴する家族（以下これらの者を「DV被害者等」という。）で、配偶者からの暴力から逃れるため、住民基本台帳に記録されている住所又は外国人登録原票に記録されている住所に居住せず、定額給付金又は子育て応援特別手当（以下「定額給付金等」という。）を受給できない者に対して生活支援を行うため、定額給付金等相当額のDV被害者等生活支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、平成21年2月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、定額給付金等を受給できないことの確認を受けた者とする。

- (1) 奈良市定額給付金給付事業実施要綱（平成21年奈良市告示第133号）第2条に規定する者又は奈良市子育て応援特別手当事業実施要綱（平成21年奈良市告示第132号）第2条に規定する者であって、住民基本台帳又は外国人登録原票に記録されている住所以外の奈良市内の住所に居住しているDV被害者等
- (2) 奈良市以外の市区町村が実施する定額給付金等事業の給付対象者であって、住民基本台帳又は外国人登録原票に記録されている住所以外の奈良市内の住所に居住しているDV被害者等

(申請・受給者)

第3条 給付金の申請及び受給者（以下「申請・受給者」という。）は、前条各号に定める給付対象者のうち、主としてその生計を維持する者であって、その構成員を代表する者とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、第2条に定める給付対象者1人につき12,000円とする。ただし、昭和19年2月2日以前に生まれた者及び平成2年2月2日以後に生まれた者については、1人につき20,000円とする。

2 給付対象者が、奈良市子育て応援特別手当事業実施要綱第3条に規定する同手当の支給対象となる子である場合は、前項の給付金の額に1人につき36,000円を加算した額とする。

(給付申請の受付開始日及び期限日)

第5条 給付金の給付申請の受付開始日及び期限となる日は、市長が別に定める日とする。

(申請書等の交付)

第6条 市長は、DV被害者等支援所管課（以下「所管課」という。）がDV被害者等と確認した申請・受給者に対し、給付金の給付の申請に必要な申請書（以下「申請書」

という。)その他の書類を送付するものとする。

(給付申請)

第7条 給付金の給付を受けようとする申請・受給者は、申請書に振込先金融機関の通帳の写し又はキャッシュカードの写しを添付し、市長に申請しなければならない。ただし、金融機関に口座を有していない者についてはこの限りでない。

2 所管課において確認できない申請・受給者は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 給付対象者の氏名及び生年月日を確認できる公的な証明書等の写し
- (2) 振込先金融機関の口座を確認できる書類
- (3) 裁判所が発行する保護命令の決定書の写し、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する証明書又はその他市長が適当と認める書類
- (4) 賃貸住宅の契約書、賃借料を支払った事実を確認できる書類、光熱水費の契約書、光熱水費を支払った事実を確認できる書類又は福祉施設の施設長による在所証明その他基準日において奈良市内の住所に居住していることを確認できる書類等

3 申請・受給者に代わり給付金の申請を行うことができる者は、当該申請・受給者の法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)に限るものとする。この場合においては、当該代理人に、本人であることを確認できる公的な証明書等の写しの提出又は提示を求めるものとする。

(給付決定等)

第8条 市長は、前条の規定により給付金の申請書を受け付けたときは、速やかに内容を審査の上、給付を決定し、当該申請・受給者(その代理人を含む。)に給付の決定通知書を送付するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、申請・受給者が指定した金融機関の口座への振り込みにより給付金を給付するものとする。ただし、金融機関の口座への振り込みが困難であると認める場合は、現金により給付するものとする。

(給付金の給付等に関する周知等)

第9条 市長は、給付金の給付事業の実施に当たり、給付対象者、申請・受給者の要件、申請の方法、申請受付開始日等事業の概要について、DV被害者等への周知及び申請の勧奨に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定に基づき周知及び申請の勧奨を行ったにもかかわらず、申請・受給者から第5条に定める申請の期限となる日までに第7条の規定による申請が行われなかった場合は、申請・受給者が給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 第8条に基づく給付の決定後、申請書の不備により口座振込ができず、かつ、市長が確認等を求めたにもかかわらず、申請・受給者による申請書の補正が行われぬ等申請・受給者の責めに帰すべき事由により給付金の給付ができなかったときは、申請・受給者が当該申請を取り下げたものとみなす。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた者がいるときは、第8条の規定による給付の決定を取り消し、その者に対し既に給付を受けた給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 申請・受給者は、給付金の給付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年6月25日から施行する。

(平成21年6月25日揭示済)

奈良市告示第330号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11の規定により公示します。

平成21年6月25日

奈良市長 藤原 昭

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
3491500314	広島県福山市引野町北5-22-1	小規模多機能ホーム 愛の郷引野	広島県福山市千田町藪路924-2	特定非営利活動法人 エルダーサポート協会 理事長 田辺 敏雄	平成21年7月1日

(平成21年6月25日揭示済)

奈良市告示第331号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受ける

べき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出が

あればいつでも交付します。

平成21年6月26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成21年6月26日揭示済)

奈良市告示第332号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和51年奈良市規則第11号)第11条の規定により、次のとおり公示します。

平成21年6月30日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定年月日
平成21年6月30日

2 指定工事店名

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代表者又は氏名
市 内	1	第387号	奈良市白毫寺町146	タカマド工業	柗原 孝之
	2	第388号	奈良市西紀寺町45	丹甫管工	下間 頼信
	3	第389号	奈良市横井六丁目590番地の2	竹村設備	竹村 昭男
	4	第390号	奈良市四条大路三丁目2番51-202号	菅原設備	菅原 伸太郎
	5	第391号	奈良市柏木町343-1	ワイジーテック	柳 清志
	6	第392号	奈良市朱雀三丁目15-1 2-503	マルコウ設備株式会社 奈良営業所	木下 孝司
	7	第393号	奈良市東登美ヶ丘四丁目19番1号	松本工業株式会社	松本 修志
	8	第394号	奈良市秋篠町878	奈良ガス設備	森本 至浩
	9	第395号	奈良市六条西一丁目12-11	KUREA(クレア)	吉井 稔彦
	10	第396号	奈良市田原春日野町72	ガーデンクリス	栗須 正
市 外	11	第397号	大和郡山市美濃庄町338番地の1	日本ハウジング設備工業株式会社	森 義治
	12	第398号	奈良県磯城郡田原本町新町261	(有)安達住設ガス電器商会	勝本 治雄
	13	第399号	桜井市外山900-1	ヒロセ設備	廣瀬 武司

(平成21年6月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

なお、今回の定期監査は、平成20年度の財務に関する事務の執行について実施したので、平成21年4月1日に組織・機構の再編がされているが、監査対象を旧組織の部・課名で表示しました。

平成21年6月23日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 三浦 教次
同 大橋 雪子

1 監査対象

市長公室 秘書課 人事課 広報広聴課

企 画 部 環境保全課 産業廃棄物対策課
総 務 部 管財課 監理課
税 務 室 納税課 滞納整理課
保 健 福 祉 部 福祉総務課 指導監査課 障がい福祉課
子育て支援室 子育て課
長寿社会室 介護総務課 介護福祉課
保 健 所 保健総務課 生活衛生課
観 光 経 済 部 商工労政課 農林課

2 監査期間

平成21年4月14日～同年6月22日

3 監査方法

平成20年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成21年2月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行う方法で実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率

的に執行されているものと認められたが、次のとおり一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総務部

納税課・滞納整理課

市税の滞納繰越分の収納額並びに延滞金の収納額が前年度と比べて増加している。徴収努力されたことは評価するところであるが、監査時において42億3,703万6,395円の滞納繰越分の収入未済があり、今後とも収入未済の解消に向け、なお一層の徴収努力を要望する。

保健福祉部

障がい福祉課

(1) 福祉資金貸付金（身体障害者福祉資金貸付金）の滞納者には、法に基づき督促するとともに電話催告するなど、貸付金の回収に向け、一層の徴収努力を要望する。

また、長期間に亘り支払いの滞っている場合には、滞納者のみならず連帯保証人をも含め、所在確認と支払能力など調査した上で、法に基づき対処されるよう要望する。

(2) みどりの家歯科診療所使用料のうち、診療時に利用者が負担する使用料については徴収委託されているが、市への払い込みが遅いものが見受けられた。速やかに払い込みされるよう調定及び納入の方法を検討されたい。

子育て課

(1) 福祉資金貸付金（母子福祉資金貸付金）については、長期間に亘り支払いが滞っているため、早急に滞納者のみならず連帯保証人をも含め、所在確認と支払能力など調査した上で、法に基づき対処されるよう要望する。

(2) 母子寡婦福祉資金貸付金については、貸付事務に係る貸付審査から滞納者への電話催告、訪問徴収に至るまで、すべてを非常勤嘱託職員が行っている。

貸付けに係る一連の事務は、課としての担当業務であることを認識し、ルール作りを行うとともに非常勤嘱託職員と連絡を密にし、協力しあう体制づくりに取り組まれたい。

また、滞納者には法に基づき督促するとともに、所在確認など追跡調査し、貸付金の回収に向け、一層の徴収努力を要望する。

介護総務課（現・介護福祉課）

(1) 介護保険料（第1号被保険者）の滞納者には、法に基づく督促はされているが、電話催告するなど収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

(2) 老人保護施設措置費自己負担金については、滞納繰越分がほとんど収納されていない。

長期間に亘っての滞納者に対しては、所在確認と支払能力など調査した上で、法に基づき対処されるよう要望する。

(3) 生活管理指導短期宿泊事業委託及びシルバーハウジング生活管理指導員派遣事業委託の契約において、予定価格調書及び見積書の添付がなかった。奈良市契約規則第18条及び第18条の2に基づき、予定価格調書を作成し、見積書を徴収されたい。

(4) 生活機能評価委託契約書については、生活機能評価の一件あたりの単価とそれに伴う事務委託料が明記されている。生活機能評価の一件あたりの単価においては、予定価格調書を作成し、見積書を徴収し決定されていた。しかし、事務委託料については、決定に至った根拠となる書類がなかった。事務委託料について根拠を明確にされたい。

観光経済部

商工労政課

市は奈良マーチャントシードセンターの指定管理者に対し、施設管理事業費及び受託事業費として指定管理料を支出している。

決算書によると、広告等印刷支援事業は指定管理者の自主事業となっているが、自主財源から支出されている経費は消耗品費及び印刷製本費であり、リソグラフの賃借料は施設管理事業費から支出されていた。

自主事業とは、公の施設の設置目的に沿って指定管理者が独自の企画により実施する事業であるので、広告等印刷支援事業が指定管理者の自主事業であるならば、リソグラフの賃借料も自主財源での負担とし、指定管理料を精査されたい。

農林課

(1) 市は鹿害阻止農家組合に対して、鹿害防止対策事業補助金を支出しているが、実績報告書においては、その補助対象事業の一部である県外視察研修費について、行先、人数、視察内容等一切が不明であり、また会議費として食糧費が支出されているが、会議の内容や参加人数等が不明である。詳細な実績報告書の提出を求め、補助対象経費を精査されたい。

(2) 鹿害阻止農家組合からの依頼に基づき、同組合員の視察研修会（一泊二日）に市職員が一名参加していた（バス借上代、宿泊代及び食事代は同組合が負担）。この視察研修会の行程の中には、公務として参加することにふさわしくないものも含まれていた。

同組合からの視察研修依頼については、内容を精査し、市職員の参加方法を検討されたい。

（平成21年6月23日揭示済）

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により平成21年7月4日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成21年7月5日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成21年6月22日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成21年6月22日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第16号

奈良市の投票区について（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正し、平成21年6月22日から施行します。

平成21年6月22日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

第3投票区の項中「973番地の1」の次に「、975番地の8」を加える。

第78投票区の項中「529番地の43から529番地の56まで、529番地の58」を「529番地の43から529番地の58まで」に改める。

(平成21年6月22日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。